

東北学生卓球連盟内規

第 1 条 目的

本内規は東北学生卓球連盟規約第 3 4 条に基づき、同規約を補うものとしてここに定める。

第 2 条 外国人留学生登録規定

日本学生卓球連盟外国人留学生登録規定に基づき、外国人留学生について外国の大学を終了している場合は本連盟に登録することができない。団体戦の出場についてはエントリー 2 名まで、出場はそのうち 1 名の重複いずれか 1 回に限る。

但し、外国人が本連盟に登録する際には、日本学生卓球連盟所定用紙に経歴を詳細に記入し在学証明書と合わせて提出しなければならない。

第 3 条 維持費及び登録費

1. 維持費・登録費は別に定める。

2. 役員賛助金

イ) 会 長 100,000円

ロ) 副会長 1名 50,000円

第 4 条 段位申請料・登録料等

日本卓球協会の規定に基づき段位を取得する場合は、規定の申請料を本連盟より日本学生卓球連盟に納入し、日本学生卓球連盟より日本卓球協会へ納入する。

このうちの 40% は段位登録加盟団体手数料として日本学生卓球連盟に還元されこのうちの半額は本連盟に還元される。

大学生初段の場合は、登録料 6,000円（日本卓球協会 3,600円、日本学生卓球連盟 1,200円、本連盟 1,200円）となる。

第 5 条 シード会議

シード会議は幹事長・副幹事長・会計・常任幹事及び技術員を以て構成し幹事長が召集する。

尚、理事及び幹事は会議に参加して意見を述べるができるが、議決権は持たない。

第 6 条 組み合わせ会議

組み合わせ会議は、幹事長・副幹事長・会計・常任幹事及び技術員を以て構成し幹事長が召集する。

尚、理事及び幹事は会議に参加することができる。

第 7 条 ランキング審査委員会

ランキング審査委員会は、幹事長・副幹事長・会計・常任幹事・技術員及びその大会の審判長を以て構成し幹事長が召集する。

第 8 条 技術員選出基準

技術員は幹事会の推薦により現役学生中より在籍 2 年以上（短大の場合 1 年以上でも可）の者で、全日本学生及び東北学生ランキング保持者、又は加盟大学主将及びそれに準ずる者の中より推薦する。

第 9 条 その他

学生役員がその職務を怠ったり又は不相当と認めた場合は、幹事会の議決により変更を求めることができる。

第 10 条 内規の改変

本内規の改変にあたっては、理事会の承認を得なければならない。

第 11 条 内規の実施時期

本内規は平成 4 年 4 月 1 日よりこれを改正する。

本内規は平成 5 年 4 月 1 日よりこれを改正する。